



道路交通法施行規則の一部改正について ～ 安全運転管理者による運転者の運転前後の アルコールチェックの義務化について ～

◇ 道路交通法施行規則の一部改正 ◇ [安全運転管理者の業務(第9条の10)関係]

◎ 令和4年4月1日施行

- ・ 運転の前後に、運転者の酒気帯びの有無について目視等で確認
- ・ 確認の内容を記録、その記録を1年間保存

◎ 令和4年10月1日施行

- ・ 運転の前後に、運転者の酒気帯びの有無について目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いて確認
- ・ 確認の内容を記録、その記録を1年間保存
アルコール検知器を常時有効に保持

次のページから、富山県警察本部が作成した質疑応答集を掲載しています。(1～4ページ)

なお、質疑応答集は、これまでに寄せられた質疑を元に富山県警察本部が作成し、警察庁から内容等について確認を得た上で掲載しています。(令和3年12月15日現在)

※この他にも質疑がある方は、富山県警察本部交通企画課へご連絡下さい。
代表電話076-441-2211

道路交通法施行規則の一部改正に伴う質疑応答集

～安全運転管理者による運転者の運転前後のアルコールチェックの義務化について～

この質疑応答は、これまで寄せられた質疑を元に富山県警察本部が作成し、警察庁から内容等について確認を得た上で掲載しています。(令和3年12月15日時点)

【令和4年4月1日施行関連】

問1：4月から何をやる必要があるのか

答1： 運転前後(出退勤時)に運転者が酒気を帯びていないか目視等で確認し、その内容を記録して、その記録を1年間保存しなければいけません。

問2：「運転前後の運転者に対する酒気帯びの有無の確認」はいつ行うのか

答2： 必ずしも個々の運転の直前又は直後にその都度、行わなければならないものでなく、運転を含む業務の開始前や出勤時、及び終了後や退勤時に行うことで足りる。

問3：「目視等で確認」とはどのような確認か

答3： 「目視等で確認」とは、運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等で確認することをいいます。

問4：「目視等で確認」を対面で行うことが難しい場合どうすればよいのか

答4： 運転者の酒気帯び確認の方法は対面が原則ですが、直行直帰の場合や、運転前や運転後に事業所に運転者以外に誰もいない場合等、対面での確認が困難な場合には、適宜の方法で行うようにしてください。

例えば、運転者にアルコール検知器を携行させるなどした上で、

- ① カメラ、モニター等によって、安全運転管理者が運転者の顔色、応答の声の調子等とともに、アルコール検知器による測定結果を確認する方法
 - ② 携帯電話、業務無線その他の運転者と直接対話できる方法によって、安全運転管理者が運転者の応答の声の調子等を確認するとともに、アルコール検知器による測定結果を報告させる方法
- 等の対面による確認と同視できるような方法が含まれます。

【令和4年10月1日施行関連】

問5：10月から何をやる必要があるのか

答5： 運転前後(出退勤時)に運転者が酒気を帯びていないか、目視等に加えてアルコール検知器を使用して確認し、その内容を記録して、その記録を1年間保存しなければなりません。

なお、アルコール検知器を常時有効に保持することについては、問9を参照ください。

問6：国家公安委員会が定めるアルコール検知器とは

答6： 呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有する機器をいいます。

また、アルコールを検知して原動機が始動できないようにする機能（アルコールインターロック装置）を有するものを含みます。

なお、国家公安委員会が特定の機種について要件を満たした製品の認定等を行うものではないと伺っています。

問7：アルコール検知器はどこで購入すればよいか

答7： カー用品店やインターネット等で販売されているようですが、検知器が国家公安委員会が定める機能を有しているものであるかは、直接メーカーに問い合わせさせていただきたくことが適当と考えられます。

問8：どんなアルコール検知器を使えばいいか

答8： アルコール検知器は、大きく分けて「携行できるタイプ」と「据え置きタイプ」の2種類があります。

「携行できるタイプ」は、小型・軽量のため、事業所の外に持ち運んで使用することができます。

「据え置きタイプ」は、測定結果を自動的に記録するなど様々な機能を備えています。事業所の実態に合うものを選びましょう。

問9：アルコール検知器を常時有効に保持するとは

答9： 「常時有効に保持」とは、正常に作動し、故障がない状態で保持しておくことをいいます。

※ 取扱い説明書に基づき、適切な使用、管理及び保守するとともに、定期的に故障の有無を確認し、故障がないものを使用しなければなりません。

問10：同じ会社であって、別の事業所でのアルコール検知器での確認はよいか

答10： 運転者が運転の開始、又は終了する場合、別の事業所の安全運転管理者の立ち合いの下、運転者に別の事業所の安全運転管理者が保持するアルコール検知器を使用させ、運転者が所属する事業所の安全運転管理者に測定結果を電話等で直接対話できる方法で報告させることは確認したこととなります。

ただし、両事業所の安全運転管理者とも同じ自動車の使用者（法人の代表者等を指す）が選任していることが条件となります。

共通

問 11：酒気帯び確認の内容の記録事項について

答 11： 酒気帯びの確認を行った場合は、次の事項について確認し記録します。

なお、⑤のア以外の事項の記録は令和4年4月1日から、⑤のアの事項の記録は令和4年10月1日から行います。

- ①確認者名
- ②運転者
- ③運転の業務に係る自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
- ④確認の日時
- ⑤確認の方法
 - ア アルコール検知器の使用の有無
 - イ 対面でない場合は具体的方法
- ⑥酒気帯びの有無
- ⑦指示事項
- ⑧その他必要な事項

問 12：安全運転管理者以外の者による確認は可能か

答 12： 安全運転管理者の不在時など、安全運転管理者による確認が困難である場合には、安全運転管理者が副安全運転管理者又は安全運転管理者の業務を補助する者に酒気帯び確認を行わせることは差し支えありません。

問 13：確認した内容は、どのように記録するのか

答 13： 改正規則では記録方法についての規定はありませんが、運転日誌への記載や、新たに記録用紙を作成して記録する方法があります。参考までに記載様式例を紹介します。

酒気帯び確認記録簿								令和 年 月 日 ()								
この様式はあくまでもサンプルであり、各事業所の実情に合わせて作成してください。								<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">安全運転管理者</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">副安全運転管理者</td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td style="height: 20px;"></td> <td style="height: 20px;"></td> </tr> </table>			安全運転管理者	副安全運転管理者				
安全運転管理者	副安全運転管理者															
運転前（出勤時）								運転後（退勤時）								
運転者名 車両番号	確認時間	確認方法	検知器使用の有無	酒気帯びの有無	指示事項	その他	確認者名	運転者名 車両番号	確認時間	確認方法	検知器使用の有無	酒気帯びの有無	指示事項	その他	確認者名	
	時 分	対面 電話 その他	有・ 無	有・ 無					時 分	対面 電話 その他	有・ 無	有・ 無				
	: :	()							: :	()						
	時 分	対面 電話 その他	有・ 無	有・ 無					時 分	対面 電話 その他	有・ 無	有・ 無				
	: :	()							: :	()						
	時 分	対面 電話 その他	有・ 無	有・ 無					時 分	対面 電話 その他	有・ 無	有・ 無				
	: :	()							: :	()						
	時 分	対面 電話 その他	有・ 無	有・ 無					時 分	対面 電話 その他	有・ 無	有・ 無				
	: :	()							: :	()						

※記録簿、1年間保存すること

問 14：アルコールチェックしないとどうなるのか

答 14： 安全運転管理者等が規定のアルコールチェック等を実施していないことが判明し、自動車の安全な運転が確保されていないと認められるときは、公安委員会から自動車の使用者に対して、安全運転管理者等の解任を命ぜられることがあります。